

## 令和3年第4回御宿町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和3年12月10日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第1号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 2 議案第2号 御宿町事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第3号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第4号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第5号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第6号 令和3年度御宿町一般会計補正予算（第6号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（11名）

1番	岡本光代君	2番	田中とよ子君
4番	土井茂夫君	5番	立野暁広君
6番	藤井利一君	7番	貝塚嘉軼君
8番	高橋金幹君	9番	伊藤博明君
10番	堀川賢治君	11番	北村昭彦君
12番	滝口一浩君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 石田義廣君 教育長 前森勤君

総務課長	殿岡 豊 君	企画財政課長	金井 亜紀子 君
産業観光課長	渡邊 和 弥 君	教育課長	吉野 信次 君
建設環境課長	渡辺 晴久 君	税務住民課長	齋藤 浩 君
保健福祉課長	田邊 義博 君	会計室長	大竹 伸弘 君

---

事務局職員出席者

事務局長	埋田 禎久 君	主 事	市川 可奈 君
------	---------	-----	---------

---

### ◎開議の宣告

○議長（土井茂夫君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付いたしました日程のとおりです。よろしくお願ひします。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

新型コロナウイルス感染防止のため、席と席の間にパーテーションを置きました。このため、議案の説明及び質疑応答については着席のまま発言してください。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話の類は使用できませんので、電源をお切りください。

（午前 9時31分）

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第1号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、議案第1号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてご説明いたします。

本案は、大多喜老人福祉センターの供用廃止が決定したことに伴い、夷隅郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体に協議を求められたものです。

初めに、改正の経緯をご説明いたします。

大多喜老人福祉センターは、現在、大多喜町社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っておりますが、次年度以降、当該施設での指定管理を受託しない予定であり、構成市町に

においても今後当該施設の利用見込みがなく、施設の老朽化も進んでおり、設置当初の目的、役割は終了したものと考えられることから、令和3年度をもって施設の供用を廃止し、組合格約から削除しようとするものです。また、一般的に救急業務は消防事務に含まれていることから、併せて所要の改正を行うものです。

それでは、改正の内容を新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第4条、共同処理する事務のうち、「第1号 老人福祉センターの建設及び運営管理に関すること。」を削り、「第2号」を「第1号」に、「第3号」を「第2号」に、「第4号」を「第3号」にし、第5号中「及び救急業務」を削り「第4号」とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げるものです。

次に、第4条第1号の削除に伴い、負担金の負担割合を定めた別表（第12条第2項）、経費区分の欄中、「第8号」を「第7号」に改めるものです。

附則といたしまして、令和4年4月1日から施行することとするものです。

説明は以上になりますが、本案はそれぞれ構成団体に議決を得た後、夷隅郡市広域市町村圏事務組合において県へ規約変更の許可申請を行い、許可後に同組合により規約変更の告示がされる予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第2、議案第2号 御宿町事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、議案第2号 御宿町事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、新たな課の創設のため、御宿町事務分掌条例をはじめ、課の名称変更に伴い、関連する条例の一部を改正させていただくものです。

それでは、条例の中身につきまして、新旧対照表にてご説明させていただきますので、そちらのほうをご覧いただければと思います。

まず、御宿町事務分掌条例の第1条において、中段から記載させていただいておりますが、「建設環境課」の名称を「建設水道課」に改め、環境に係る事項の分掌を削り、新たに全町公園課を設置して、第1号から第5号までの事項を全町公園課の分掌とするものでございます。

新たにできます全町公園課につきましては、従来までの課で、具体的な旧条例で申し上げますと、第6号、第7号、環境の保全、公害対策に関する事項、廃棄物の処理及び清掃に関する事項をさらに細分化をいたしまして、新たな課の設置のほうで掲げております全町公園課、第1号から第5号までの項目として明記するものでございます。

附則といたしまして、本条例の施行日は令和4年4月1日から施行する旨の規定をさせていただきます。

また、この条例をご承認いただきました際には、影響のございます御宿町議会委員会条例並びに御宿町水道事業の設置等に関する条例につきまして、課の名称が変更になることから、その一部を変更させていただくものでございます。

説明については以上で終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中とよ子さん。

○2番（田中とよ子君） 全町公園課の新設ということで、一部改正についてなんです、庁

舎内全体の事務の見直し、機構改革の検討はされてきたのかどうか、それについて伺います。

現在、コロナ禍は落ち着いていますが、オミクロン株の国内発生などが危ぶまれて、第3回の接種についても前倒し等のニュース等報道されているんですが、今後もワクチン接種に係る業務について、また職員体制についても本腰を入れていかなきゃいけないんじゃないかということも懸念されています。

また、来年度は、末端水道事業統合についての夷隅地域の協議を行うための組織がスタートして、職員を1名派遣するというような話も、前回の産建の委員会の中で説明がありました。

そういった中で、庁舎全体の職員配置の体制、事務の見直しについての検討が行われていたのかどうか。また、現在の決められた職員数の中で、全町公園課を、1つの課を増設することによって、職員の配置について何名を想定しているのか。現状の職員数の中で対応できるのかどうか、1点伺います。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、私のほうからお答えさせていただく内容ですが、まずこれまでの検討の経過からお話をさせていただきます。

機構改革の見直しにあたりましては、当初、一番最初に、議会のほうに全町公園課の設置についてご協議申し上げましたところ、まずは全町公園課だけではなくて、時代に合わせてその他の課題もあるのではないかと、いろいろ幅広く検討して、時間をかけて検討していったらどうかというような趣旨のご提案をいただきました。

そうした議会からのご助言を受けまして、役場内部においてもその他の課の組織、機構の課題等について検討を進めるべく、検討組織のほうの立ち上げをしようとは考えていたんですけども、まず全町公園課がどうするのかということで、今年度4月に特命事項の辞令の発令をしまして、担当主幹を1人配置して、全町公園課をつくるにあたっての利点ですとか課題ですとか、そういうところを協議をし、その検討結果を含めて、その他の課の課題も解決をするというような段取りを予定しておりました。

議会のほうにも、建設環境課のほうから全町公園課検討の経過について、ペーパーが渡っていると思いますが、そちらの検討が終わった段階においては、来年度に向けて、その他の課を変更するにはなかなか時間的な余裕がないということで、その他の課の課題については、引き続き検討を重ねたいということで整理をさせていただいたものです。

町長のほうにも相談をいたしましたところ、全町公園課については先行して実施をしたいというような町長の意向が示されましたので、今回は全町公園課設置の条例の提案をさせていた

だき、その他の課の組織、機構の課題等の整理については、引き続き検討を進めるということで整理をさせていただきます。

続きまして、ワクチン接種、水道広域統合を含めて職員の体制ということでございますが、現在、ワクチンが一旦2回目を終え、昨日の一般質問でも保健福祉課長のほうから報告をさせていただいておりますが、もう既に3回目が示されており、保健福祉課のほうではもう既に準備に入っております。

具体的に、もう12月になりますと、もう今月から接種が、具体的に実施が始まってまいりますので、これまでは各課から特命事項として応援の体制を、当初12月末の予定で組んでおりましたが、まずは一旦、今年度いっぱいまで特命事項の期間の延長をかけた後、新年度については引き続き同程度の体制が組めるような準備をしたいと思いますと考えております。

また、今、田中議員さんご指摘のありましたように、水道広域統合につきましては、各団体から1名ずつ派遣をするよう要請が来ております。具体的な人事構成等につきましては、まだ構成団体において協議の経過中であり、具体的な、どのあたりの職員が配置されるのかというのはまだまだ確定はしてございませんが、今ご指摘のあるように1名配置になりますので、全体の枠の中から調整をする必要があると考えております。

そうしたことから、最終的には人事任命権者である町長のご判断をいただかないと、私のほうからは何とも申し上げることはできませんが、事務方といたしましては、新たに全町公園課が設置された場合については、今現在の建設環境課を、単純に建設水道の分野と環境整備班を2つに割る、いわゆる今の環境整備班を軸に課を構成していきたいと考えておりますので、最終的には現在の環境整備班に配置されている職員に対して、課が設置になりますので新たに課長職が1人、そこに配置されるという規模を想定しているところです。

以上になります。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

2番、田中とよ子さん。

○2番（田中とよ子君） 要は、今の課の中に、今の課を2つに分けるということのみですよ。ね。

あと、例えばコロナ関係のことについても、各課から助けというか、各課から手伝いに出ているような状況の中でやっているんですけども、それをやることによって支障は今まで出ていないということで判断してよろしいですね。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 決して職員数にゆとりがあるわけではないんですけれども、各課、非常に厳しい職員配置といたしますか、実際に平常日も遅くまで職員に勤務をしていただいている状況は、総務課としても非常に心苦しいといたしますか、承知をしています。

そういう中で、急遽、決まっているワクチン接種で、町民の健康の安全のための体制づくりということで、忙しい中ではありますが各課協力をしていただいて、保健福祉課が中心となって、やはり保健福祉課のほうでは、休日出勤まで含めて非常に厳しい勤務環境で勤めていただいておりますけれども、そういう中ではどうかワクチン接種については、保健福祉課中心に回していただいたと思っております。

次年度、3回目につきましてもそうした体制の中で、決してゆとりはありませんが、どうかできればというふうには考えております。

○議長（土井茂夫君） 田中さん。

○2番（田中とよ子君） よろしいですか。

今回の全町公園課を設置することについて、当初、主に景観の構築等を積極的に取り組むということで説明を受けています。今まで取り組んできたことを細分化していただくのではないかと印象を受けたんですが、今の説明の中では、現在ある課を2つに分けて、業務を明確化するというふうに捉えています。

例えば、サインの管理等については、施設等の異常を発見した場合は各所管課に連絡、調整を図ること、こういったことが環境美化に準ずるとあります。

スピーディーな対応については、現在の所管課が対応できるのではないかなというふうに私は考えたんですが、強いて言えば、現状でも決して迅速な対応ができていないんですよ。すごい何か厳しい言い方をするんですが、たらい回しの状況で住民から苦情が出ていることも、現実あります。

そういったことを考えたときに、業務の細分化をすることで業務間の対応に間ができるのではないかと、そういったことを懸念するんですけれども、その点についてはどのように考えるのか。

また、非常に残念なことなんですが、昨日の一般質問でもあったんですが、一度決めた方針が3か月ぐらいでころっと変わってしまうということ、昨日、私は議会で感じました。

例えば、全町公園課ができたなら、中央海岸のトイレについては取り壊しはしないと言っていたことが、昨日の答弁では検討していきますということで、答弁が変わったと。

そういうことで、方針が変わるということは、何かの形をつくっても、なかなか一貫したも



のができてこないんじゃないか。何か事業を進めるにあたっては、きちっとした方針を決めたら、それで通していただきたい。

やはり、私自身も、議員活動している者としては、住民に対しても適切な説明は行えない。できれば、ここでそういったことについても含めて、適切な説明をしていただきたい。いきなり3か月前の答弁と今回の答弁が変わってしまうということについて、昨日は非常に疑念を抱いたところです。

そういったことも含めて、業務を細分化してやることは結構ですが、住民に不便をかけるようなことがないのかどうかということは非常に懸念していますので、総務課長、そういったところについてどのように考えていますか。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、今、田中議員さんご指摘、ご質問のありました前段のほうの分野については、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、ご指摘のとおり、今現在、それは総務課の事務でもかなり出ておりますので、私の責任を持って所管する課の事項においても反省点がございしますが、一つには防犯灯であったり、それが街路灯なのか防犯灯なのか、そうした各課の縦割りといいますか、そういう中で住民の皆さんにはご迷惑をかけたり、また一人一人の各所管課における処理のスピードであったり、そうしたところにおいては非常に反省が残る点でございます。

各行政区の区長さんからも含めまして、ご指摘をいただくことも多くなりつつあり、そうしたことは総務課をはじめ、役場全体としてももう少し連携を取りながらスピーディーに、住民が困っている、またこういうことがどうなんだという、町なかの、例えば電気の球切れですとか道路の陥没ですとか、そうしたことに対して細かくスピーディーに、各課連携の中で対応できる体制づくりというのは重要になってきております。

重要な課題でございますので、今後、連携の中で改めてまいりたいというふうに考えております。

今、ご指摘のありました、業務を細分化することで混乱が生じる場合もあるんじゃないかというご指摘の中で、事務上の整理といたしましては、例えばこれまで一つの道路であったとしても、歩道側はこちらの課、車道側はこちらの課というような、そういったことですか、同じ海岸でも、これは環境なのか観光なのかとか、果たして水産系の海岸部局でやるのかとか、いろんな事務の縦割りの中で、町民の方にとっては、いわゆるどちらでもいいからとにかく結果として速やかに対応していただきたいというような声が上がっているのも、これまでも事実

です。

そうした中で、今回、全町公園課につきましては、既存の環境整備班を軸に、全てではないんですけども、例えば公衆トイレの維持管理については、これまで清掃は環境整備班、施設の管理については商工観光班という形でやっていたものを一元化したりですとか、メキシコ記念公園や月の沙漠記念公園についても、美化環境についてはこれまでの環境整備班、施設の維持管理系については商工観光班というようなものを、全て全町公園課に位置づけをしております。

ただ、それらが全て全町公園課に移ったというものではなくて、今、代表的な事例で二、三申し上げさせていただきましたが、原則的には、例えば社会教育施設ですとか福祉関係施設ですとか、当然、防犯灯ですとか、それぞれの所管課で管理すべき施設、備品等については、原則として責任を持ってこれまでどおり各所管課において行うと。

ただ、美化環境と分散していた項目について、代表的な事例では月の沙漠記念公園、メキシコ記念公園、公衆トイレ等について、第1ステップとして、全町公園課のほうに集約化をかけていっているというような状況でございます。

私のほうからは以上になります。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 今、田中議員さんから、方針の変更というようなことについてお言葉がありましたけれども、中央海岸のトイレにつきましては、これまで、新しい施設を建設するまで、きちんと管理して使っていくと私は申し上げておりました。

そういう中で、今回、本日、全町公園課の設置に関する条例を提案させていただくにあたりまして、それに関してご質問を昨日、藤井議員からいただいたわけですが、そういう中で、例えばこれを機会に壊すと、全町公園課設置を機会に既設のトイレを壊すということについて、私の真意は、できるだけ早く新しい施設が必要だなというのは真意にあるんです。

壊して、現在の中央海岸トイレと、プールの脇のトイレを使っていますけれども、男女ともそれぞれ、中央海岸のトイレが嫌ならプール脇に行く方もいますけれども、例えば夏季期間にそういう状況があったときに、両方使っているとは思いますが、そういう状況ですけれども。

例えば、中央海岸のトイレを使った場合に、これから夏を迎える前に壊した場合、果たしてプールの脇のトイレ1つだけで足りるのかとか、いろんなことが出てくるんですね。私は、もう非常に厳しい需要量があるんじゃないかなと思いますけれども、そういう中で、壊すということは、新しいトイレを建設するための事前の処置だということにお酌み取りいただきたいな

と思います。

そういう中で、全町公園課の設置提案にあたりまして、私はそういうふうに、もともと基本的にはあまり変わらないんですが、全町公園課を設置するという大局的な視点に立っての判断、大局的に見て、今申し上げました、取りあえずもう早い段階で、分かりやすく言えば、そういう点については早い段階で壊したほうが新設が早まるんじゃないかと、そういう見方も一点ありますので、私は思っていますけれども、そういうことで、全町公園課設置を提案させていただき関連でご質問いただきましたので、昨日、あのような答弁をさせていただいたと、そういうことでございます。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

7番、貝塚嘉軼さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 7番、貝塚です。

一つお尋ねします。

今、田中議員がおっしゃったとおり、私も昨日の町長の中央トイレのことについてのお話、全く違うじゃないかと。3か月前に言ったこと、あるいはその前、私からも何年も前から申し上げてきております。しかしながら、町長はあくまでもきれいにすればまだ使えるんだと言って、そうするんだという話で。今、答弁を聞いて、それは町長の考えだからそれはそれで、今の時点ではそういう考えがあるのかなというふうには解釈しましたけれども。

新しい全町公園課の設置ということで、11月30日に協議会において資料として渡辺課長から頂いた中に、昨日も一般質問の中に、例えばということで、ここにステップ1とかステップ2、ステップ3というようなことで報告されて、そのステップ3の中で、私は最もそうだなと思うことが町長に提案されております。

ですから、町長が全町公園化構想を掲げたのは、町長が第1回目の町長選に立候補するときのマニフェストにも書かれてあったものですね。それで、それは町長になったから早速やるのかなと思ったところ、それは1年目、2年目、3年目、この構想については出ていない。

それで、前期のアクションプランの中には、公園という題目で出てはきておりましたけれども、後期の前半についてはいつか抜けている。だけれども、前年度の中には、公園化構想というものが載っておりましたけれども、今になって町民との約束、マニフェスト、私のマニフェストでということで強く推されているわけですがけれども、ここにも報告されているように、住民にも分かりづらい、全町公園課という課そのものが何をやるんだろうと、何なんだろうという不安を抱かせるんじゃないかなというふうに思うわけなんです。

ですから、ここに1年間の経過というか報告されている中に、ステップ3の最後に挙げてあるとおり、まさにこのような名称にすればご理解いただいて、そして町民との共同作業も行き届くんじゃないかなと思うわけです。

要するに、ここに言っているのを読み上げると、第3ステップの中で、全町公園課の設置のステップ1の段階では、全町公園化を基本理念とし業務を行うこととなるが、現行体制の強化とステップ2への準備作業を行うことから、実際の業務内容と名称に生じるおそれが大きく、住民にも分かりづらいことが懸念されるため、例えば環境美化推進課、町美化推進課など、実際の業務をイメージできる名称の検討は必要と考えられるということで報告をしております。

ですから、全町公園課じゃなしに、分かりやすい、町民が理解して協力できるような、やっぱり名称に変えるんなら、どうしても独立させたいのであれば、名称を変えるということが私はいいのじゃないかなというふうに思うわけなんです。

ですから、この辺については、町長、名称を変える、考え直すお考えはありますか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ありがとうございます。

全町公園課につきましては、私、5回の選挙を経ておるわけなんです、全町公園化構想については第1回目の選挙に公約として挙げております。2回目も挙げております。3回目はしておりませんが、4回目に、今度は全町公園課の設置について公約としています。5回目も設置について公約としています。

そういう中で推移してきているわけですが、1回目、2回目の全町公園化構想を提案したときに、それに基づいて総合計画の中に全町公園化構想を進めましょうという、入っていますけれども、そんなことで来まして、これをやっぱり私は、もう当初から構想を推進する、そのための担当所管をつくりたいということで、4回目の選挙に公約として挙げさせていただきました。5回目もそういうことで、具体的に進めると。町民の皆さんが分かりにくいということがあるかもしれませんが、やはり私はやっけていく中で必ず周知できると思っております。

一つは、先日の11月30日にお配りさせていただきました私の、これは職員の皆さんから上がってきた報告書の、今、ご説明いただきましたけれども、私の答えとしては、全町公園課という課は町民に対してお約束した表現だと、謹言であるということをお申し上げしているので、謹んで私はもう全町公園課ということで町民の皆さんとお約束していますから、この言葉は変えられないということをお答えをしておりますので、そのことについては、そのようにご理解をいただきたいなと思います。

職員の皆さんがある程度の期間、現場に携わって、課長をはじめ、感想といいますかご報告をいただきました。それぞれいろんな考えがあると思いますけれども、それはそれとして、きちんと私も自分なりに理解して、この内容を進めていくと、全町公園課に関する内容を進めていくという理解をしておりますので、そのようにお酌み取りいただければと思います。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに。

7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 今、町長は、町民にお約束したということで、この名前だけは譲れないというようなお考えをお聞きしましたけれども、実際にこの1年間、現場を預かって、町長の全町公園化構想にのっかって作業してきた職員がこういう報告をしている。ですから、町長の考えと実際の職員のやった結果とのそこに差はあるかも分からない。

けれども、私はやはり、職員がほかにも仕事がありながら、その合間に町長の意向によって政策の中でやって、その結果をこうして我々議員にも報告されたということについて、私はやはり町民も、私の耳に入るのには、全町公園課って何なんだいと。そうすると、再三、町長から聞いている意向はこうなんですよと。極端に言うと美化運動ですよと。町全体をきれいにするんだというお考えですよということしか言ってこなかったんですけども、町長の意向の10分の1ぐらいしか町民には、私としては知らせることしかできなかったんですけども。

実際に1年間やった職員がこういう報告をしているので、やはり私は、町長としてはそういうことを伝えてやらせて、その結果が上がってきて、だから名前は、ここにも示してあるように、何なんだよと町民から言われるあれじゃなくて、やはりここに示されたような町美化推進課とか、あるいは環境美化推進課とか、環境美化というようなそういう言葉のほうが、町民とすればなじむと思うし、これはいい提案を町長にされたなと思っていたんです。

ですから、こういう名称にしてこの条例を改正するというのであれば、賛成もできますけれども、あくまでも私は、全町公園課の設置については、今の時点では納得いかないというか、賛成しかねるなど。

ですから、ぜひもう一度、町長、考え直していただいて、広い心の中でどうだろうかということ、もう一度私からお願いします。どうしても全町公園課という名称で課を設置するということについて、譲れないかどうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 全町公園課につきましては、私の考えに基づいて、職員の皆さんに町

なかでいろいろな行動をしていただきました。行動していただいた結果を報告として、私がこちらにいて報告を受けるんじゃないかと、私はできるだけ、数は多くないですけども、時々一緒に行動して、ご指摘のようにそこが一番大事なんですよ、職員の気持ちをつかまなくちゃいけない、職員と私は同一なんです。それを常に心がけて、現場でやっています。

そういうことで、こういう報告を受けているんで、そういう中で私は、私の返事というか回答の中にもありますけれども、職員と私の考えることは一つだと、今、一つだと。

しかし、名称については、これはこのようなことなので、全町公園課の設置をさせていただきたいと申し上げております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかにありますか。

11番、北村昭彦さん。

○11番（北村昭彦君） 11番、北村です。

ただいま、貝塚議員から名称についてのご意見がありました。私も、名称に関してはとても大事なところだなというふうに拝見していたんですが、貝塚議員とはまた少し違った観点で見えていました。

というのも、町長がこの名称にこだわっていらっしゃるということに関して、一つはやはり公約として、この名前でお約束をされたということが多分におありかと思うんですが、私が考えるに、ただそれだけではなくて、これは単なる、報告書に提案のあったような町美化推進課とか環境美化とかそういったことにとどまらず、町中を公園のように美しくすることで町全体を活性化していくんだと、単なる美化ではないんだという町長の思い、もっと言えば全国に類を見ない新しい発想、チャレンジであるということが根底にあるからこそ、この名称にはこだわらなければいけない。

もっと言えば、本来のこの町長の考えの全町公園課は、提案のあった町美化推進課とかそういった名称では、逆にそぐわないということがおありなのではないかと、私、勝手に感じてはいたところなんです。

その点については、町長、いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろご意見は承りますが、全町公園化という発想は、私が職員の時代に環境衛生に7年から8年携わりました。ごみとずっと対面してきました。30年間の中の私の発想です。それを、第1回目の選挙において構想ということで出させていただきました。

そういう意味では、長い間、私の中で温めてきたというかそういうことでございますので、いろいろなご意見はありがたく思いますけれども、そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（土井茂夫君） ほかにないですか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） すみません、もう一度確認したいんですが、名称にこだわる理由として、環境美化推進課、町美化推進課という名前では意味がやっぱり少し違ってくるという意味でも、町長は全町公園課という名前にこだわりたいんですよねという、そうですね。

それとも、特に名称の意味にはこだわりがなくて、ただただ約束を、町民の皆さんと公約として約束をしたからこだわっているだけだよというお話なのか、名称にも意味があって、思いがあって、30年の思いが込められているんだということなのか、そこをお答えいただきたかったですけれども。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 全町公園課という課につきましては、昨日もいろいろ答弁をさせていただきましたけれども、町が公園のようにきれいな町であってほしいというのが第一にあるんですけれども、そうすることによって交流人口、観光人口が増えて、さらにはそれが地域の活性化になると、こういう構想なんです。

そういうことで、そのためにいろいろなことで、昨日も具体的には駅裏整備というのは一つの大きなポイントと、そして水質浄化と、そういうことを掲げさせていただいていますけれども、そういうことをやることによって全体が活性化してくるというようなことでございますので、全町公園課という、町民の皆さんに公約したものでありますけれども、それだけじゃなくて、中身がそういうことでございますので、私はそのように実施していきたいと思っております。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。私もそうだろうなと思っていたので、それが今、確認できました。

だから、私はこの課の報告で、最後に町美化推進課のほうがいいんじゃないかという提案が現場から出てきたということは、やっぱり町長のその思いがまだ現場の担当の方々に伝わっていなかったのではないかというふうに思うんです。

私は私なりに、町長室でも長い時間、町長と全町公園課について一緒にお話もさせていただきましたし、自分なりに期待もしていますし、思い入れもあります。勝手にですが、全町公

園課に自分が一番理解しているんじゃないかなというぐらいに、これは勝手に自分で思っているだけですけれども、そう思っています。

ですが、一方で、準備期間ということで半年ぐらい担当された現場の方から、まだ環境美化推進というような名称が出てくること自体、やっぱりまだ職員の方にも町長の思い、本当の狙いとかビジョンというようなものが伝わっていないんじゃないかなというふうに、私はこれを見て感じたんですね。

その辺に関しては、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 昨日の答弁においても、これを今、ご提案させていただいて可決していただければ、2年ないし3年ぐらいで一つの方向性というか、形を示したいと申しあげましたけれども。

なかなか出発する前に全てを簡潔にするという、完全にするというのも一つの方法だと思いますけれども、目的がきちんと定まっていますから、私は足りない部分は歩きながら、走りながら充実させていくという考えであります。

そういう意味では、職員の皆さんに私の考えをもっともっと深くご理解いただかなくちゃいけないと思っていますけれども、そういう点ではこのたび提案をさせていただきたいと思っています。

○議長（土井茂夫君） 11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） では、またちょっと違った部分について質問をさせてください。

先ほど、町長、ご答弁の中で、最初の選挙から構想を掲げられて、途中で課の設置ということに、化けるという字から課の設置というお考えにまた変わられて、今に至るというお話がございました。

この間、どのような取組をされて、これは私のまた勝手な推測ですけれども、最初、化けるという字だったけれども、何かしら理由があって、やっぱり課をつくったほうがいいなというお考えにまた改められて今回のご提案に至ったと思うんです。

化けるという字から課を設置するというようなお考え、そして今に至るこれまでの取組と、その中から見えてきた課題とか経緯について、簡単に結構ですのでちょっとお聞かせいただくとありがたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほども申しあげましたけれども、1回目、2回目、全町公園化構想



ということで出発しまして、いろんなボランティアの皆様方のご協力をいただいたりして街路整備、いろいろやってきましたけれども、正直言って反省点もあります。なかなか思うようにできなかったということもありますので。そういう中で、しかしながら、私は先ほども申し上げましたように、当初よりこの考えは、私としてはぜひ実現したい考えでありますので。

名称も非常に大きなポイントだと私は思います。先ほど、貝塚議員さんから分かりにくいというようなご指摘もありましたけれども、何だろう、全町公園課という課は何だろうということで逆に関心をいただく、そういう面もあるのかなと思います。

そういうことで、この構想、考え方を強く推進するために課という分かりやすい、全町公園課という課をつくって皆さんにPRしていきたいと思います。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

12番、滝口一浩さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

前段の議員さんたちの思いと全く思いは一緒なんですけれども、まずは誰も、町長の提案するきれいな町づくりに対しては否定をする人は誰一人いないんです。

いないんですが、ただ、いつもどおり、議員協議会とかでも常に発言していますけれども、スローガンだけで中身が伴っていないのでやっぱり誤解を生じるということがあって、まずは一番気になっているところは、先の議員協議会で、担当課から町長への報告書を文章で出させていただきました。

先ほど、町長が職員とは一つだとおっしゃっていましたが、今の幹部職員、僕ら世代なんです。子どもの頃からみんな、同級生をはじめ後輩の皆さんともよく言っていて、ちょうど今、その時期が来ているわけで、どう考えても、担当課から出されたまとめのところのステップ1の文書を読んで、100回ぐらい、昨日読み直しましたよ。全く一つになっているとは到底思えない。

そのことは、いろんな読解力で、昨日も議員から職員が賛成しているんじゃないかみたいなあれがあったけれども、全く僕は正反対で、一人としてこの課の設置に、来年度の4月に課の設置についての賛成している人は一人もいないんじゃないかなと思うわけです。ということは、段階的にやっていったらいいんじゃないか。

例えばステップ1では、現在、環境整備班が行っている業務の強化や環境美化に関する業務の一元化、住民意識の醸成などに取り組むとともに、中長期的施策については、現行の所管課において現況調査、法定調査などを進める、まだ発展途上なわけです。だから、将来的にまた、

先ほどから名称がどうのこうのという意見もありますけれども、その以前の問題でまだ分かり合っていないと私は思うわけです。

そんな中で、僕も小さな事業を幾つも、今までこの30年間に及んで、失敗の繰り返し、失敗と認めていないので失敗ではない。常に成功を求めてチャレンジしていきたいと思って、そういう気持ちにおいては、まず指摘するのが全町公園化構想（長期ビジョン）、これ、一番最初の町長のマニフェスト。町全体を憩いの場、雇用の場、健康づくりの場とする長期計画を立て、確実に一步を踏み出します。これ、平成20年の10月ですよ。13年前の話で、先ほどから出ています1期目、2期目の公約、3期目におや、なくなったなと思ったら、4期目で化けるから課になったという指摘ありましたけれども、隣の北村議員から。

もう一つ、一番、公約は公約として、せいぜい1期、2期で完結できるものが公約だと思っていて、ただ、全ての公約をやれというような人はいないと思うんです。もしできないのなら、撤回すればいいだけの話で、政治家的立場で、そういうのが個人的な人の違いにもよりますけれども、できないものをいつも、段々引きずっていても、結果的にこういうことになってしまう。

ということは、駅裏休耕田の環境改善、これ、平成25年8月の町長の後援会報です。一応、マニフェストとして言わせてもらうんですけども、千葉のNPO法人に尋ねたときのことで、いいことが書いてありますよ。

「新しい町づくりの中で、観光地御宿にふさわしい街路環境整備、河川の浄化と全町公園化の推進をそのNPOにお約束してきた。千葉市のNPO法人の活動は、御宿には大いに参考になるものと思います。今後、農業委員会や地権者との協議を進め、駅裏環境整備の進め方を明らかにしてまいります」、平成5年8月の会報であります。

昨日の、多分、貝塚議員さんの一般質問だったと思うんですけども、全くこの駅裏を開発するにあたり、二、三年以内にやりますと答弁で、おやと思ったんです。全く整合性が取れていない。8年前の話ですよ、これ。では、この8年間は一体どうなってきたのか。

全町公園課の出だしと駅裏の休耕田、駅裏の休耕田は僕も知っていますよ、非常に地権者がいっぱいいて難しい案件なんです、これ。西武不動産ですら手がつけられなかったところで。地権者をたどっていけば、投資目的で買っている人たちもたくさんいるわけで、それをまた先延ばしにするということで、確実に、先ほどある程度の地権者の数とか調べてあると思うんですけども、全く何もできなかったのが、全く先延ばしになって、全く出てきたということに関して、ではこの8年何をやっていたのか。ちょっとその答弁をお願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、長期ビジョンということで、長期ビジョンとは、長期とはどのぐらいかなと考えた場合、やっぱり私自身は10年、20年という長期を考えます。

そういう中で、いろいろ、今読み上げていただいた中身、確かにあったと思うんですが、今ここに来て、私としては長く考えてきたことを集大成として挑戦していきたいと考えております。

そういう意味では、非常に私自身にとって、また職員の皆さんにもご努力をいただかなければいけませんけれども、この2年、3年というのは本当に極力気を入れて、力を入れていかなくちゃいけない。

皆さんご承知のように、駅裏の今の状況で、決してあのような状況で、そのままにして放置しておいたほうが良いという方は、多くの方はいないと思うんです。

私は、何とかしてあそこを、構造物とか施設的なものは、ただ、昨日もお答えしましたけれども、財政事情を勘案しながら少しずつ進んでいくんだけれども、あれをやっぱり、そのために少し時間がかかりますけれども少しずつ整備して、農地は農地としての活用とか、いろいろなやり方があると思うんですけれども、とにかく、全町公園課の一つの大きな目標として、駅裏整備に挑戦していきたいと思います。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑はございませんか。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

これ、僕、13年前からいつもこの言葉を、耳にたこができるほど聞いてまいりました。全く事業が進んでいないことを証明してしまったのと一緒なんですけれども。

それはそれとして、過去はどんなに悔いても変えられないんです。僕の好きな松下幸之助さんの言葉なんですけれども、未来もどんなに焦ったところで、慌てたところで、どうなるでもない。今現在に頑張ることが一番の最善なことなんだという言葉があるんですけれども、今現在に、今コロナ禍で、先ほどから全町公園課をつくれれば経済が活性化するなんていうことを町長、おっしゃっていますけれども、経済はがた落ちなんですよ。みんな火の車になって、もう大変な状況が各業種、続いているわけです。

年配の人たちで廃業する人たちはいいですけれども、まだ我々世代、あと10年ぐらい頑張らないといけない、その次の世代だって頑張らないといけない中で、宿泊、飲食、小売店、みん

ながたがたなんです。いいところは多少あるかもしれない。ただ、それはコロナ禍で、コロナのせいばかりにもしてられない。それは、国の施策もさることながら、町の施策で、ではどういうことをしたらいいのかということもあって。

まず、駅裏の開発は町ができるわけがないじゃないですか。民間企業を登用しなければ絶対できない話で、町が何をどうこうしたって、これは進められるわけではない、それははっきりしていることで、重要施策とか主要施策というなら、外部委託等の十分な予算計上がされて、その分ほかの予算をしっかりと削って、この議会提案がされているべきことだと思うんです。全くその辺のことなく、外部委託すべき業務まで職員に押しつけることで、重要というだけで実効性は全くないし、何も解決していないと思うわけです。職員に過剰な労働を強いて、結局、働き方改革にも逆行しているような施策にしか思えない。

一番、町長が大事にしなければいけないのは、住民の皆さんの7,000人をしょっているということもありますけれども、やはり一回りも二回りも違う幹部職員はじめ職員を助けたり、大事にすることが一番だと、私は考えています。

いろいろと町長の思いは、もう13年前からずっと分かっているんですけども、それを言うなら、この際だから全て言わせてもらいますけれども、町づくりの方向性を強く示していただきたい。先ほどからも二転三転していると。

僕も昨日の答弁で、一般質問でおやと思ったんですけども、今まであの汚い中央海岸のトイレは絶対に壊さない、まだ使える、掃除すればまだ使っていく。その後の話で、今度は別のところに新しいトイレを、めどが立ったら考える。そして、極めつけ、昨日の藤井議員の答弁には意を酌む。壊すということ、もう何もなくて、もう完全に壊すというふうに捉えたんですけども、先ほど田中議員さんも怒って質問していましたけれども、それは怒りますよ、だって。職員の皆さんにも絶対壊しないと、つい最近まで言っていたという話は聞いています。何でそこまで意固地になるのか、僕はよく分からないんですけども。

それだったら、もう一つ言わせてもらおう。町長の観光課時代、いろいろと話はあるんですけども、地元の岩和田のガスバーナー、ガス灯です。あれ、10本あるんです。かれこれ、もう20年ぐらい、そのまんま。ガスに火がついたのは、多分、僕の記憶によれば二、三回。

当時の町長は加藤町長でしたけれども、加藤さんもいろんなことをやって、チャレンジャーで。しかし、あのかき担当していたのは、たしか石田町長。予算も多分、600万円ぐらいの予算がついていた。

日本のハワイなんていう、この間BSなんかもやっていたけれども、ちゃんちゃらおかしく

て、御宿が日本のハワイになんかなれるわけない、1年中夏じゃないんだから。そこはなる必要もない。ガスバーナーもそのまま20年ほったらかし。

ついで言えば、海岸道路のヤシの木、あれは僕が商工会で10年間、試しにやりましたけれども、なかなか記念館前のほうは何本か、相当育ちましたけれども、浦仲から岩和田にかけては全滅状態で、なかなかうまくいかなかった。

しかし、10年やり遂げたところで、町にどうぞやってくださいといったところで、当時から何の、掃除には観光課の若い職員たちも手伝ってくれましたけれども、町長は見向きもしなかった、その10年間。それで、なおかつ、お返ししてから3年以上がたっても何のアクションも起こさなかった。

今、全町公園課でそういうこともやるのか分かりませんが、海岸の景観すら損ねて、課がなくてもこれはできることで、街路環境、海浜環境であるべき姿を全く理解することなく、そのままにしている。

プラスで付け加えて言わせてもらったんですけども、特に一番問題なのは、全町公園課とこいつ、職員が町内に出て、汗かいて草刈り、清掃を行う課としか、世間の人たち、我々もイメージしていません。

これ、何回もお叱りを受けるんですけども、町なかで役場職員は高給取りなんですよ、民間から見れば。その人たちに、昭和の時代は草刈りをやらせてよかった。汗をかくのは、やはりいろいろな民間業者とか住民の皆さんのいろんな手続の後押しとか、机上の空論とは言いませぬけれども、机の上で汗をかくのが今の令和の職員の姿じゃないですか。

これは外部委託して、いろんなシルバー人材バンクだとか職に困っている人たちに、草刈りは相当、僕も最近、不動産をやって、草刈りとかやって、これ、本当に重労働でなかなか難しいので、やっぱりその専門チームだとかそういう人に日当を払って、あと業者さんもいるので、町の海岸の漂着物です、竹とか、そういうのも踏まえて、そういうことを一つずつやっていく。

先ほどから出ていますけれども、環境整備班でまだ十分なレベルのことなんじゃないかなと思うわけで、僕も今回、町長の提案にはちょっと賛同はしかねるんですけども。このまま職員と、先ほど分かり合えていると言いましたけれども、僕に言わせれば全く分かり合えていません。

あまり長くなるといけないので、最後に一言、言わせてもらえれば、地方自治法の第158条、内部組織の設置。長はこの権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定める。このとおりです

ね。

内部組織の編成にあたっては、長の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるように充分配慮しなければならない、この配慮しなければならないということが今回の提案に一番抜けていることだと思って、回答は要りません。要りませんが、何かあれば、僕は勝手なことを言いましたので、何か言ってください。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 初めに、例えば駅裏整備をどのように手がけていくのかということにつきましては、今の経済状況の中で、私は大手企業をあそこに誘致するというようなことは考えておりません。

やはり農地でありますから、農地の部分はそのように生かす中で、例えば農業関係とか小規模事業主といますか、少し、町内外でいろいろ、野菜とかいろいろ果物とかありますけれども、かなり多くやっている人たちはたくさんいらっしゃいますけれども、そういう方々の誘致とか、そして、スポーツ公園、仮にです、私が考えているのはスポーツ公園が必要じゃないかと。基本的には、これから多く町民の皆さんで集まっていただいて、いろんなご意見をいただきながら進めていきたいと思っておりますけれども。

やはり、御宿台のあそこの住宅地といますか、1,500区画あって高齢者の方々が多くお住まいでいらっしゃいますけれども、少しずつ、時代の変化によって、1人でも2人でも若い方たち、高齢者とともに若い方たちも住んでいただきたいというような構想の中で、スポーツ公園、あそこで何らかの、これは全町民が活用するスポーツ公園ですけれども、あそこで憩いの場としてやっていただければなど。こういうことについてはいろいろ、町民の皆さんからご意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

そういうことで、あとはいろいろ街路景観についていろんなご指摘をいただきましたけれども、おっしゃるとおり、私ももう万全じゃなくて、反省とかあるいは気づかないこととか、たくさんあります。今、ご指摘いただいた部分については、反省も兼ねて、また新たに、ああ、そうだなということも何点かありましたので、これからしっかりと対応していきたいと思えます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ここで、質疑の途中ですが……

（滝口議員「ちょっとすみません」と呼ぶ）

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

僕はその点に関しては、一般質問も実は用意していたんですけども、全町公園課があつてちょっと遠慮したんですけども。

自前主義というのがあつて、なんちゃってコンサルタントに、地方創生でほとんどの自治体が、数千万円もらつても、数千万円そのままなんちゃってコンサルタントに吸い上げられているという事実があるわけで、やはり自前主義。

でも、その自前主義でも、やっぱりプロの方々の意見は聞かない。それは、数千万円かかるような話じゃないし、今みたいな進め方、スポーツ公園とか、前の加藤町長とかもすごくそういうことを言って、今思い出しましたけれども、全然悪い話じゃないんですけども、難しい話なんですよ、やはり。

やはり不動産というのは、一人ふくれ面したら、なかなか事業がストップしちゃう。ちょっと長くなっちゃうんでそれは言いませんけれども、そういうのも踏まえて、オール御宿で、職員の皆さんが全町公園課をやろうじゃないかという機運があれば、誰も反対したり文句をつけたりするようなあれじゃないんですけども、全く今は必要ないというものがもう明白に見えるので、厳しいことを言わせてもらったんですけども。

その辺に関して、もう町長も、先ほどから出ている名称も、意固地にならずに柔軟か頭で、別に名称、環境美化班を育てていけば自然に、課だって別にいいんじゃないかというのは出るので、今は全く、事業の組立てが全く、事務分掌もそうですけれども、ただその辺のレベルの問題なので、ちょっと来年の4月にはどうかなというのは思っているんで、言わせてもらいました。

回答は結構ですので、あとは採決になるので、僕の質疑は終わらせてもらいます。

○議長（土井茂夫君） ここで、質疑の途中ですが、11時まで休憩にしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

（午前10時47分）

---

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時01分）

---

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

9番、伊藤さん。

○9番（伊藤博明君） 先ほど町長もいろいろな答弁したから、その中に私も聞きたいこともありましたし、しゃべること一つもないんだけど、1点だけちょっと聞きたいので、ちょっと言います。

町長が一番最初に町長選に出たとき、1期終わったとき、2期目を終わったとき、マニフェストに対して、たしか石井議員が一般質問か何かで、達成率が何%ぐらいですかねって聞きましたよね。あれは、1期目がたしか80%、2期目が70%、その中に、この全町公園化関係が入っていましたよね。

で、先ほどの答弁の中でもこの駅裏のこと、あれを見て誰も入れる者はいないと、町長答弁しましたよね。確かにそのとおりですよ。でも、ああいう事態を町長がつくっちゃったんですよ。ああいう事態を。そんなことは、もっと早くからやらなくちゃいけないことですよ、もっと。やっぱり、ああいう民有地というのは、難しいところありますけれども、みんなと相談して、もっと早くかからなくちゃいけなかった。

一番大事なのは、ここら辺で河川だと思うんですよ。河川はやっぱり海に流れ込む、いい水が流れ込んで、この網代は、大きく言えば太平洋もよくなる。そういうことですよ。この御宿の海はずっとよくないですよ。海水浴で有名な頃から、やっぱり大腸菌も出ているんだけど、けれどもそれを隠して、新聞報道もしましたよね。

そういうのもよく分かるんですけども、けれどもこれをやっていくということ、これがやれば、本当に大変にいいことだと思います。私も。ただ一つ聞きたいというのは、町長、この職員体制はどういうふうに考えていますか。これに対しての。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど、総務課長がお答えいたしましたけれども、今、環境整備班が仕事をしている職員が、具体的に言いますと、主幹を特命で出しておりますけれども、あと…

（伊藤議員「私が聞きたいのは、増やすのか、そのままなのかだよ」と呼ぶ）

○町長（石田義廣君） ですから、清掃センターは現状というか、今までで、こちらに今、職員が特命の主幹入れました4名いると思うんですね。で、課長をつけますから、結果的に5名で考えています。

○9番（伊藤博明君） 私も思うんですよ、いろんな面で。川なんかは、特にやっぱり専門家を入れなくちゃいけないこともありますよね。川というのはやっぱりあそこから県と町の境で



すよね、担当は。そういうところ、これはやっぱり、いい水が流れなくなってきたということは、水が田んぼに入り込む所、田んぼから川に入り込む所、そういう所に環境整備が整っていないということだと思うんですよ。何がいい、悪いというんじゃないけれども。

このたまに、夜遅くになって、実谷方面から帰って来ると、たまに庁舎に電気があかあかとついていますよ。その次に、ちょっと時間が来て、昨日電気いっばいついていたけれども何かあったのかって言うと、いや、残業ですよ。みんなノルマ達成できないから、残業やられているのかもしれない。

だけれども、職員を大事に扱ってやっていくということは、大変なことだと思うんですけども、4年に一度、町長、あなたが洗礼を受ける人、この人たちが、職員があなたを支えているんですよ、一生懸命になって。そういう人たちにあんまり苦勞をかけずに残業手当も払わずに残業をやらせて、ノルマが達成できないからやらせるのかもしれないけれど、ただそれだけじゃいけないと思うんですよ。

やっぱり人間というのは、気持ちを持って接してやっていかないと難しいところがありますから、ただ、いろんな、こんな業務をこなせばいいというものじゃないですよ。私は、これやっていくんだったら、職員は完全に増やしていくんだらうなっていう考えでいましたから、その辺をちょっと一言聞きたかっただけなんです。以上。長くなりました、これだけだから。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

11番、北村さん。

○11番（北村昭彦君） すみません、しつこくて。最後です。

私、町長に今年の初め頃だったと思います。ちょっと時期は明確には覚えてないんですが、つたない内容で恥ずかしかったんですけども、全町公園化構想を実現、成功させるためにはということで、提言書のようなものをまとめて、お渡しさせていただきました。難しいことは書いてないです。

やはり、先ほど滝口議員からお話もあったように、町長の思い、ビジョンのようなものがなかなか共有できてないんじゃないか。その部分で町長、苦戦されているんじゃないか。だからこそ、早くから公約として掲げられていても、なかなか職員の皆さんにも、町民の皆さんにも、もちろん、我々議員にもなかなか伝わっていかない、共有できない、共感が生まれていかないと。

そこには、最初のステップとしては、そこを乗り越えないとスタートしていけない。逆を言えば、それがすごく分かりやすい形で、簡単な資料になって、それをベースに議論とか、対話

とか、そういったものをスタート、そういうところからスタートさせていったらいかがですかと、ただただそれだけの内容だったと思います。

残念ながら、そのことは取り上げてはいただけずに今に至ってしまったわけですが、改めて、簡単な目にぱっと見て分かりやすい、イラストとか、写真とかが入って、石田町長が私はここを目指したいんだよというようなことを盛り込んだ簡単な資料をなぜつくっていただけなかったのか、その一歩が踏み出せなかったのか、その点について、一言いただければと思います。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） このたびの議会を通じまして、以前にも協議会等でいろいろな考えとかを述べさせていただいておりますけれども、資料的なものを提示できなかったということについては、確かにご希望に添えなかったんですけれども、いずれにしても、これから出発することなんで、中身というか内容については、かなりの部分で私の考え方をお伝えさせていただいていると、私は思っているんです。

そういう中で、先ほど申し上げましたけれども、議員の皆様、あるいは町民の皆様のいろいろなご意見をいただきながらやっていきたいと思っておりますので、大まかな、こういうふうにしたいというような、私の発想については先ほど申し上げましたけれども、そういう中で少しずつ詳細を詰めていきたいと思っておりますので、そのようにご理解をお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論を行います。

まずは、原案に反対の発言を許可します。

11番、北村昭彦さん。

○11番（北村昭彦君） それでは、私は、ただいま議題となっております全町公園課の新設を目的とした議案第2号 御宿町事務分掌条例等の一部を改正する条例の制定についてに対し、反対の立場から討論を行います。

まず、初めに改めて申し上げます。先ほども申し上げましたが、私は、石田町長の全町公園化というお考え、この構想、理念、理想については、全く否定しないどころか、もしかしたら、自分は一番の理解者、支持者からもしれないぞと、自分で勝手に思うくらい、そのくらい期待もしておりますし、思い入れもあります。以前、私から町長にお渡しした全町公園化構想を実現、成功させるためにはという提言書の最後のページには、100年後も語り継がれるような事業にもなり得ると、ぜひ、手伝わせてほしいということまで書かせていただきました。

しかしながら、本当に残念ですが、今、このタイミングで新しい課をつくることには賛成できません。その理由について、今から申し述べたいと思います。

細かく挙げていけば切りがないですが、簡潔に申し上げるなら、目指すべきビジョンが全く共有できておらず、また、その実現までの道のりについても議論も何もされていない。この一言に尽きると思います。

町長が最初の選挙で全町公園化構想を掲げられてから、10年以上、長い月日がたちましたが、町民の皆さんはもちろんのこと、我々議員や役場の職員の方々でさえも漠然としたイメージをそれぞれ抱いているだけの状態がずっと続いているのではないのでしょうか。

そんな中で、今回、この議会に全町公園課をつくるということで、提示されたのも、ペラ1枚、A4 1枚の事務分掌条例だけです。これまでの建設環境課を建設水道課と全町公園課の2つに分割して、それぞれ担当範囲をこういうふうに分けますと簡単に箇条書で書かれているだけのものですね。あとは、今回の議会でいろいろな質疑に答弁をいただいたというところですが、やはり、必要な情報というか、ビジョンの共有、どういった形で進めていくのかということについても、ほとんど明らかにならないままでここまで来てしまいました。これではやはり、あまりにも乱暴過ぎるのではないかと思います。

町長からは、まずは、やはり、やってみて、走りながらというようなお言葉ありました。私も元来、やる前からぐだぐだ言わずに、まずはやってみて、失敗から学びながら前へ進んでいけばいいじゃないかという主義です。しかも、申し上げたとおり、全町公園化構想の理解者というか、期待を、大きな期待を持っている一人です。

でも、さすがに今回の提案はひど過ぎると思います。賛成したくても賛成のしようがない。議員として、そんな無責任なことはできないというふうに思いました。

この町のこれからを真剣に考えて、私に思いをぶつけてくださる方、いらっしゃいます。そういう方々からは、北村議員がこの構想に期待したい、期待する気持ちはよく分かるけれども、でも、こんないい加減な形でスタートすることは、絶対に許しちゃ駄目だよ。駄目なものは駄目とはっきり言わなければ駄目だよというように厳しいお言葉をいただきました。どうかこの悔しい自分の気持ちを町長、分かっていたいただきたいです。

よくありがちな事務の効率化のための機構改革、課の再編というような話であれば、そんなことまで申し上げません。ただ、町長もおっしゃったように、この全町公園化というものは、30年温められて、今までにない新しい発想でこの町の言ってみれば起爆剤のように全町を公園のように美しく磨きあげることで町全体を活性化するんだと、5キロ四方しかない、このコン

パクトな御宿町ならでは、全国にも例を見ない新しい挑戦になる。

ですので、参考にできるような先行事例もないですし、しかも、景観の美化や保全だけでなく、環境の問題、公害対策、自然公園の維持保全、廃棄物の処理、清掃、非常に多岐にわたる業務を割り当てるといふ割には、具体的な施策として何をするかというように落とし込みやあるいは優先順位、こういったものも全く今のところ出てきてない。出てきてないので、当然議論もできない、されていない。どのくらいの予算と人員を割いて、どんなことから始めて、どんな人たちとどんな形で協力体制をつくって、どんなステップを踏んで、最終的にどんなところを目指すのか、こういったようなことが全く分からないことだらけなんですね。議論されていないことだらけなんです。

ですので、さすがに、まずはやってみようというふうに普段は言い続けている私ですが、これでは、さすがに、取りあえずやってみようというはるか以前の問題、はるか以前の段階ではないかというふうに思います。

ですので、改めまして、先ほど申し上げたとおり、まずはたたき台でもいいですから、ここを目指そうよと、こういった形で、こんな形でこういうことに挑戦しようよという資料をまずはつくっていただいて、町中で共有して、それをベースにいろいろご意見をいただいて、対話をして、そういったことから改めてスタートするというのを私は希望します。

その上で、町役場全体としての業務全体のバランス、田中議員からもお話があったように、そういったことも検討した上で、きちっと議論をした上で新しいスタートを切ると。こういった形で再度、お考えいただければと思います。

大変長くなっておりますが、いい機会ですので、この町を前に進めるために、最後に少し厳しいことを申し上げたいと思います。

先ほど、あまりにも乱暴過ぎるという言葉を使わせていただきましたが、石田町長は、つい先日にも全く別の場面で、町民の皆さんからこの言葉を突きつけられておられると思います。そうです、布施小学校の統廃合の説明会での場面です。統廃合の趣旨そのものに反対しているわけではないが、対話も議論もなく、あまりに突然、あまりに乱暴、私たちを馬鹿にしているのかという、非常に厳しい抗議を多くの親の皆さんからお受けになられたと思います。

今回の全町公園化の件も全く同じだと思います。もっと言えば、町長が進めたくてもなかなか進まない、苦戦しておられるほかのいろんな施策もみんな同じだと思います。

施策自体ではなく、始め方や進め方が悪い、私はそう思います。新しいことを始めようと思ったら、まずはやっぱりビジョンを明確にして、それを共有するところから始める。そして、

そのたたき台をベースに対話を、議論をする、そこから始める。これを徹底していただくだけで停滞しっぱなしのこの町が、ぐんと明るい未来に向かって加速していくんじゃないかと私は思っています。

以上、長くなりましたが、今回の討論がこの町が前へ向かっていくための一つのきっかけになることを強く願ひまして、私の反対討論を終わります。お時間をいただきましてありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許可します。

10番、堀川賢治さん。

○10番（堀川賢治君） 10番、堀川です。

議案第2号の事務分掌条例が今回の議題に挙がっているわけですが、これに対しまして、いろいろ今、質疑がありました。私は、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

これは、最初に、今、公園課、名称の問題が非常に取り上げられておりますが、これはこれで検討する必要があるのかも分かりませんが、その前に、首長の選挙公約について、いかなるものかということで、ちょっと、二、三お話ししたいと思います。

首長の選挙公約は、有権者に対しての約束する施策、約束事であると。法律上では、公法上の公約だと、これは、私法と公法と違いますので、民法とか商法とか、そういうものとは違う公法上の公約。当選者が選挙公約に拘束され、実現に努力するという事は、責任政治の構成要素だと、こういうふうに使われています。立候補した時点で、一般人と違う法的地位になりますよと、この立場で公約しているわけです。町民に対して、有権者に対して。これを我々を知っておくべきではないのかな。

で、町長の説明不足がありますが、今回、細かな工程表、スケジュールを政治家である町長がつくることは不可能ではないかと。一般的には、目的と結果責任を取るのが首長の立場であり、それに対して、政治家である町長の公約は、何にもない府に、職員が総がかりで議論して、法体系や利害関係や財政面での、資金確保して、具体的な制度とするのが一般的な常識なんですね。組織は、そういうふうに使っているんですよ。今、ここで議論している段階では、ここままだって行っていません。この分掌、事務分掌の条例が制定したら、したらというか、既に首長から職員には提案されているわけですね。

そこで、先ほどからも出ておりますけれども、11月30日、議員協議会の資料として、これ、建設環境課長から出た資料だと思いますが、ここにまとめとして、昨日か、一般質問で申し上げましたが、ここに町長の理念である町全体をと、あるいは町の体制整備とともに段階を踏

みながら、オール御宿による環境整備とか、理念の達成のためにひとつひとつ段階を踏みながら進めていく必要があると受け止めているわけですよ、職員方は。

で、ステップ1、2、3を昨日も申し上げましたが、環境整備班が行っている業務の強化や環境美化に対する業務の一元化、住民意識の醸成など、これも取り組まなきゃいかんと。これは、職員方はおっしゃっているわけです。もう一つは、中長期施策については、現行の所管課において、現状調査、法的調査を進めなければならないと。これをやっていくのが職員方の仕事なんです。町長がやるんじゃないんです。このとおり、課長も報告されているわけです。今、その段階に入っているんじゃないかと、私は理解をしています。

もう一つは、ステップ2では、長期的施策の計画づくりを行う上では、実務を行うための組織づくりが必要だと。組織をどういうふうにつくっていくのか。これも今、進行中だろうと思うんです。地域との協力体制を構築し、となっています。した中で、継続可能な中長期的施策を具体的に展開していくんだと。展開し、実施するんだと、これは、職員方の報告です、町長に。まだその段階ですよと。これを全町公園課の理念とし、業務をこれから行っていく体制づくりをしますと、ステップ3まで。

私が、これに対してですね、今の段階で、細かな内容について、今、町長に答えろと言っても答えられんはずですよ。今、職員と町長は、その打合せというか、政策、協議をやっている最中ではないかと。この公園課の条例ができて、公園課の課ができれば、来年の4月から、完全にスタートですよ、まず、ソフト面から。ソフト面をスタートして、ハード面は、2年かかるか、3年かかるか、5年かかるか、10年かかるかですよ。それを今、どうしろ、こうしろと言ってもできやしないんですね。それを詰めていくのが職員方の仕事じゃないんですか。

これが一般的な組織の、私は民間人ですから、民間組織も同じなんですよ。トップは、目的と結果責任を取るから、君らはこういうことについて検討してなさいと。そういうふうにやらせて、出てきたものに対して、もう一度点検をして、実行に移していくと。

もちろん、予算も必要です。人材も必要です。だから、私は今、この問題については、今ここで細かなことをいろいろ議論ありましたけれども、そういうことではないんじゃないかということ、今、申し上げました。現段階では、町長の公約は、何人もの職員が総がかりで議論して、法体系、利害関係、財政問題を確保して、具体的に制度化していくと。この段階ではないかなと。最終的に、予算化して、議会の賛成を経て、初めて実行に移せる。この予算化したとき、議会が否決したら、実行に移せないだけです。

そういうことで、私は、事務分掌の問題については、賛成の立場で今討論をしております。

で、公約は、全町公園課は、政治家である町長の政治的責任が問われますよと、同時に、議員各位の賛否については、政治的責任が同じく問われる。公約だけに、我々は覚悟してこれに対する賛成、反対は、やらなきゃいかんのじゃないかと。

最後に、この問題は、私は、全町公園課という名前が出ていますけれども、私は、この問題は、美化とか何とかというのもやらんといかん、必要なことですがけれども、今、御宿町で、御宿の町づくりを、何をやろうとしているかと、何もないんです、今。現時点では。

前は、いろんなことがあって、昨日の一般質問で申し上げましたけれども。海岸利活用出したり、CCRCを出したりして活性化づくりをやってきましたんです。しかし、今は何もない。ただ、経常的なことが進んでいるだけなんです。ここで、今、全町公園化をやって、これから、アフターコロナ、コロナが終わったら、こういうような町づくりしていくんだと。でなかったら、この町どうなるんですか。

だから、これについて、我々も一緒になって、石田町長のこの全町公園課は、最終目的は何ですかと。最終目的は、町づくりでしょう、活性化づくりでしょう。人口増というか、移住定住をするための目的ではないんですかと私は思いますので、最終的に全町公園課の目的、やる最終目的は、町おこしであり、町の活性化であり、移住定住、人口あるいは流動人口の受け入れ体制づくり。もう一つは、非常に財政が厳しいですから、財政再建対策と理解して、この事務分掌条例一部改正する条例について、早急にこれ、決めていただいて、スタートするべきではないかということで、賛成意見、討論とさせていただきます。

以上です。終わります。

○議長（土井茂夫君） ほかに原案に反対の方の発言、ありますか。

12番、滝口一浩さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

議案第2号 御宿町事務分掌条例等の一部改正する条例の制定について、反対の立場で意見を言わせていただきます。

全町公園化において、議会において、これまでに何を行うのか、何度も質問が繰り返されてきました。思い起こせば、平成20年の町長のマニフェストで、全町公園化構想（長期ビジョン）、町全体を憩いの場、保養の場、健康づくりの場とする長期計画を立て、着実に一步を踏み出しますとのことでした。

そのとき、私はどんなプロジェクトなのか、大いに期待しましたが、脳裏に残っているものは、桜を植えた、どんぐりの木を植えたぐらいしか思い浮かべません。そして、何らのその内

容を説明できずに10年以上が過ぎた。

こうした中で、令和元年、突然、課の設置にすり替えられ、さらに疑問は深まった。試行期間を設け、その間の検討結果の報告が職員からあったが、課をつくるとしたらという前提での事務の振り分けをどうするかについて検討されただけで、それが今回提案された事務分掌となっており、結果は業務も町民にとって何も変わらないものとなっている。

今回の議案の本旨である課を設置することの必要性は一切検討もされず、設置の必要性に関する職員の疑問については、私が町民の皆様に約束した政治的公約だからと。また、課の名称と事務分掌が乖離し、住民に分かりづらいという疑問にも、町民の皆様に公約した謹言であるからと、正直、事務の混乱や疑問を深めるばかりで、回答、説明すら全くできない。議員や職員も理解できないことを町民にどう説明できるのか。

執行機関の責任者として、4月から課を設置しなければならない必要性を条例提案の理由と可否を判断する根拠となっていることについて、しっかりとした説明がない。組織の変更には予算がかかる。人件費にも影響がある。だからこそ、それでも課を設置することで、町民に与えるメリット、その効果があることについての合理的な説明が全くない。

課を設置する目的に今さら駅裏休耕地の環境整備など中期の目標を掲げるのなら、平成25年のマニフェストに今後農業委員会や地権者との協議を進め、駅裏環境整備の進め方を明らかにしてまいりますとの公約は一体何だったのか。事業を進めるのであれば、その調査や取組が進捗し、具体的に新たな事業がスタートできるようになったそのときに新設すればいいのではないか。

来年度において、何ら必要な目先の事務はないのに、公約だからと町民にも過度な期待をさせ、また、勘違いが起ころうる名称も公約だからではなく、なぜ来年度なのか、なぜ課でなければならないのか、その具体的な意味を明確な説明がないまま提案がされている。本案は、その検討と説明の過程がそっくり漏れ落ちている。

地方議会は、審議が形骸化し、首長の追認機関と揶揄されることも多い中、議会議員は、議決機関の一員として、なすべきことは、ひとつひとつの議案に対し、是々非々による判断を行うことが使命であり、町長がやりたいのならやってもらって様子を見て、駄目なら戻せばいいなどという視点は、町民に対し、議員としての責任を放棄することになると私は考えます。

この視点から、今説明されている内容ならば、単なる事務分掌の整理で済むことを人件費を初め経費を費やし、町民のメリット、合理的な必要性の説明も効率的の向上も全くなく、見出せない。今後の具体的な計画も目標に向かう道筋も、見込まれる予算すら示せない。これでは、



住民、職員が公約に振り回され、混乱するだけ。デメリットは多いが何一つメリットはない。少なくとも、今は必要ではないと考える。ほかにやるべき課題は多々あるはず。

したがって、全町公園課の設置について、反対をいたします。

○議長（土井茂夫君） 次に、原案に賛成の方の発言はありませんか。

1番、岡本光代さん。

○1番（岡本光代君） 私は、全町公園課設置にかかる本議案、御宿町事務分掌条例等の一部改正する条例の制定について、賛成討論をさせていただきます。

全町公園課の設置については、石田町長が公の選挙において公約した事案であります。今、御宿町は、コロナウイルス感染症禍を初め様々な状況にあつて、財政環境は厳しい中にあります。今後、町税や各種交付金など歳入の減少が見込まれる中、高齢化に伴う社会保障費や公共施設等の老朽化対策経費、これから予定されるデジタル化促進による関連経費など、行政需要の増加が見込まれます。

このような状況が想定されますので、昨日の町長の一般質問の答弁にありましたように、御宿駅裏遊休地の整備や町並み、景観整備などを進めることが地域の魅力向上となります。その結果が産業の創出、雇用の創出に促すものであり、また、移住定住施策を推進し、企業誘致を図り、財政収入を拡大していくことは、今、御宿が最も行わなければならないことであります。

何もしないでじっとしているだけでは、町が縮み、枯れてしまいます。今、行動を起こすべきだとあります。全町公園課設置の目的は、町の全域が公園のようにきれいになることであり、観光客や交流人口の増加を期待し、町の活性化につなげると町長の昨日の答弁にありました。ぜひ、町長に財政状況を考慮しながら、ひとつひとつ様々な環境整備に手を打ってほしいと考えます。事業を進めるに当たって、町内の様々な分野の皆さんから広く意見を伺い、知恵を集め、ボトムアップ形式で事業を進めていただきたいと思います。

全町公園課の設置は、町全体の環境整備を機能的に進めるに当たって重要な要素であると考えます。ぜひ、全町公園課を設置し、大切な基軸の一つとして位置づけ、事業の推進を図っていただくことを切にお願い申し上げ、御宿町事務分掌条例一部改正する条例の制定について、本議案に対する賛成討論といたします。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに、原案に反対の方の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 次に、原案に賛成の方の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は、挙手願います。

(挙手5人)

○議長(土井茂夫君) 挙手の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

議案第2号について、議長は可決と裁決します。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、午後1時半まで休憩いたします。

(午前11時45分)

---

○議長(土井茂夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時32分)

---

#### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第3、議案第3号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(田邊義博君) 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本条例は、児童福祉法第34条の16により、市町村が参酌する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正でございます。

家庭的保育事業は原則として0歳から2歳児に保育を提供する事業で、保育の提供が終了した後も、必要な教育または保育が継続的に提供されるよう連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園を確保することとされておりますが、保育所を新規に開設するための用地の確保が困難な地域における待機児童の解消を促進するために、0歳から5歳児を幅広く受け入れることができる事業として創設された国家戦略特別区域小規模保育事業は3歳以上児を受け入

れる連携施設に位置づけられていないことから、今回の改正により、近隣の家庭的保育の卒園後の受皿として連携協力を行う施設または事業所に国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所に加えるために所要の改正を行うものです。

条例は公布の日から施行いたします。なお、国家戦略特別区域小規模保育事業は、県内では成田市が認定されております。御宿町では、現在運営しております認定こども園で町内の児童の保育は足りておりますので、特区の認定申請の予定はございませんが、条例の規定事項を国の基準に合わせる必要から、本改正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第4、議案第4号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉課長より議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 議案第4号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援法第46条により、市町村が参酌する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴う改正でございます。

新旧対照表をご覧ください。

初めに目次でございます。従前第1章から第3章で構成されておりましたが、1ページから3ページの第5条第2項以降の電磁的記録に関する規定について削除し、新たに第4章として電磁的記録に関する規定を制定するものです。

4ページの第42条第5項は、先ほどご審議いただきました家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正と同様、国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所を3歳からの連携施設と位置づけるものです。

5ページ、第53条は、先に削除した第5条第2項以降の電磁的記録に関する記録について改めて規定するものです。

第1項は、記録、作成、保存などに関して書面等で行うことが規定されているものについては、それに替えて電磁的記録により行うことができることとするもの、第2項は、書面等の交付または提出について、これらが電磁的記録により作成されている場合は、インターネットを介して提供することができ、この場合、書面等を交付または提出したものとみなすこととするもの。第3項は、交付または提出した電磁的記録は文書として出力できるものであること。第4項は、電磁的記録情報の提供の種類をあらかじめ示した上で承諾を得ること。第5項は、当該教育・保育給付認定保護者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、記載事項の提供を電磁的方法ではしてはならないことをそれぞれ規定しております。

なお、第6項は読替規定です。最後に附則でございますが、この条例は公布の日から施行いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第5、議案第5号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(殿岡 豊君) 議案第5号 御宿町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案の改正趣旨でございますが、地域防災の要である消防団員の安定確保のため、少子高齢化の進展や被用者の増加など、社会情勢の変化を踏まえ、消防団員における定年制を撤廃しようとするものです。

消防団員数につきましては、全国的にも減少が進んでおり、当町におきましても、10年前の平成23年度では207人のところ、令和3年度では150人と年々減少しており、消防団員の確保が非常に厳しい状況となっております。

こうしたことを踏まえ、令和元年12月13日付の消防庁長官通知により、定年年齢を60歳未満に設定している市町村は定年年齢の引上げまたは撤廃を令和4年3月末日までに取り組むことが明記され、国レベルにおいて消防団員確保の重要性が示されたため、消防団長をはじめ、消防団さらには町消防団活性化検討委員会と協議を重ね、定年年齢の撤廃を行おうとするものでございます。また、消防団員に関わる公務災害補償や退職報償金について条例で明記し、身分保障を明確にするための条文の追加を併せて行っております。

それでは、改正の内容について新旧対照表に基づきご説明させていただきますので、お手元の議案2枚目、新旧対照表をご覧ください。

第3条ですが、消防団員の任免事項を定めたもので、第1号にて年齢要件を規定しておりますが、定年年齢を撤廃することに伴い、満18歳以上47歳未満であったものを満18歳以上に改めるものです。

次に、第15条及び第16条は、公務災害補償並びに退職報償金について条例により明記し、身分保障を明確にするため、新たに条の追加を併せて行うものです。

最後に附則でございますが、この条例の施行日を令和4年4月1日からとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、高橋金幹さん。

○8番（高橋金幹君） 8番、高橋です。

議案第5号 御宿町消防団条例の一部改正についてお伺いします。

提案理由の説明を見ますと、地域防災の要である消防団員の確保のため、社会情勢の変化から定年制の撤廃が求められており、年齢の資格について、現行47歳未満となっているものを削除するという内容ですけれども、現在の町の消防団員は総勢何名で、年齢構成はどのようになっているのか。加えて、令和に入ってから新たに団員となられた方と退団者は何名いるのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、まず初めに現在の団員数と年齢構成からお答えをさせていただきます。

現在、令和3年4月1日現在の消防団員数でございますが、150名でございます。現在、今日時点での消防団員数、その後、移住されてきた方ですとか、そういうことを含めまして、2名の追加がございましたので、今現在で申し上げますと、152名という状況になっております。

4月1日現在の年齢構成で申し上げますと、20代の方が15名、30代で43名、40代以上で92名という状況で150名ということになっております。非常に若年層、いわゆる20代、30代の方が非常に少ない状況でございます。

ちなみに、平成23年度で申し上げますと、30代に104人ということで、大分多い人数が在籍しておりましたが、その辺が、年齢が段々と上にシフトしてきた関係で、今、若い方が少なくなっている状況でございます。

令和に入ってから入退団の状況でございますが、令和に入ってから入団者数は全部で12

名が入団し、退団者で19名という状況でございます。

以上になります。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

8番、高橋金幹さん。

○8番（高橋金幹君） 地域防災の中核となる消防団員の確保は極めて重要であると考えます。災害の多発化や激甚化、団員数の減少で団員1人当たりの役割も高まってきております。今回の千葉県市町村総合事務組合条例の改正で公務災害補償、それから退職報償金の改正も行われるとのことですが、町としても出動したときの報酬額を手厚くするなど、充分配慮していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第6、議案第6号 令和3年度御宿町一般会計補正予算第6号を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは、議案第6号 令和3年度御宿町一般会計補正予

算第6号についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した移住定住促進事業や、地域経済を支援する中小企業等事業継続支援金の給付、また、障害者自立支援給付事業における扶助費の追加、劣化が進行している橋梁及び大雨の被害を受けた道路や河川の復旧工事のほか、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に向けた体制整備、さらには国の新型コロナウイルス感染症の影響における支援事業として、子育て世帯への臨時特別給付金の給付など、速やかな事業実施に対応するための予算措置をお願いするものです。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条は歳入歳出それぞれ1億6,412万円を追加し、補正後の予算総額を40億1,075万円8,000円と定めるものです。

第2条は、債務負担行為に関する規定でございます。

4ページの第2表をご覧ください。

地方公務員の定年延長に伴う例規整備支援業務は、令和5年4月1日施行予定の地方公共団体における職員の定年延長に係る地方公務員法の改正に伴うものであり、期間は令和3年度から令和4年度までの2年間で、限度額は110万円です。

第3条は、地方債に関する規定でございます。

第3表をご覧ください。

初めに地方債の追加につきましては、起債の目的は災害復旧事業で限度額は190万円、その他の条件はご覧のとおりです。大雨被害による河川の復旧工事費に充てるもので、充当率は100%、後年度の普通交付税措置率はおおむね95%です。

次に、地方債の変更についてですが、起債の目的は道路橋梁整備事業で590万円を追加し、限度額を4,260万円に変更するものです。

それでは、内容につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明いたします。

初めに、歳入予算をご説明いたします。8ページをご覧ください。

1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分の2,000万円は、当初予算において算定した新型コロナウイルス感染症の影響による所得減少の見込額の差異が大きかったことから、課税状況に合わせ追加するものです。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、3節心身障害者福祉費負担金の1,593万円は、障害者自立支援給付事業に係る国の法廷負担分で、事業費の増加に伴いそれぞれ追加するものです。



2目衛生費国庫負担金、2節新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金の586万8,000円は、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種事業に係る負担金で、医師や看護師に係る費用を国が全額負担することから、所要額を追加するものです。

3目災害復旧費国庫負担金、1節河川等災害復旧費負担金の385万9,000円は、普通河川日照川の災害復旧工事に係るもので、国庫負担対象事業となったことから所要額を計上するものです。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2,769万8,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として実施する各種事業に対する交付金を追加するものです。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の180万8,000円は、子ども・子育て支援事業費補助金で、児童手当の制度改正に伴う経費を国が全額補助することから所要額を追加するものです。

20節子育て世帯への臨時特別給付金の3,332万7,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯を支援する観点から臨時に行う給付措置で、事業費及びそれに係る事務費を国が全額補助することから所要額を追加するものです。

3目衛生費国庫補助金、3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の896万3,000円は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に向けた体制整備に伴い、国が全額補助することから所要額を追加するものです。

4目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金の841万5,000円は、七本地先の75号橋及び76号橋の補修設計業務委託に係る社会資本整備総合交付金を追加するものです。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、3節心身障害者福祉費負担金の796万5,000円は、障害者自立支援給付事業に係る県の法定負担分などで、事業費の増加に伴いそれぞれ追加するものです。

2項県補助金、3目衛生費県補助金、2節環境衛生費補助金の9万円は、太陽光発電設置に係る住宅用省エネルギー設備導入促進事業補助金の枠が拡大されたことから、今年度の執行状況を踏まえ追加するものです。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の115万円は、飼料用米等拡大支援事業に係るもので、町内農業者から飼料用米等の作付申請があったことから、全額県から補助されるものです。

10ページをご覧ください。

18款寄附金、1項寄附金、1目指定寄附金、1節活力あるふるさとづくり基金寄附金の1,500万円は、寄附額の増加を見込み所要額を追加するものです。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金の624万7,000円は、収支の不足に対応するため所要額を追加するものです。

22款町債、1項町債、2目土木債、1節道路橋梁整備事業債の590万円は、七本地先の75号橋及び76号橋補修設計業務委託事業に対し地方債を追加して対応するものです。

5目災害復旧事業債、1節災害復旧事業債の190万円は普通河川日照川における災害復旧事業に対し地方債を追加して対応するものです。

以上、歳入予算に1億6,412万円を追加しております。

次に、歳出予算をご説明いたします。

12ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節役務費の27万2,000円は電話料で、新型コロナウイルス感染症対応などにより電話の利用が増加し不足が見込まれることから所要額を追加するものです。

12節委託料の33万円は、先に債務負担行為の設定においてご説明いたしました職員の定年延長に係る地方公務員法の改正に伴う例規整備支援業務委託について令和3年度分を計上するものです。

3目財産管理費につきましては、複数の事業にまたがっているため、事業ごとにご説明いたします。

町有財産管理事業の24万5,000円は、台風16号の影響により発生した倒木等の処理に係る町有地樹木伐採委託料を追加するものです。

庁舎管理事業の136万6,000円は、新型コロナウイルス感染症対策に係るペーパータオルやアルコールなどの消耗品費15万6,000円と、消防設備の点検結果に基づく修繕料115万円及び消火器の購入費として備品購入費を6万円追加するものです。

公共施設等総合管理事業の528万円については、公共施設総合管理計画の見直しに係る業務委託費です。

4目企画費につきましても、複数の事業にまたがっているため、事業ごとにご説明いたしません。

地域公共交通運営事務事業の20万円は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、感染症対策に要する経費について小湊鉄道株式会社及びエミタタクシー南総株式

会社にそれぞれ10万円の支援金を給付するものです。

ふるさと寄附受付事業の571万1,000円については、寄附件数の増加が見込まれることから、郵便料や記念品等発送委託料、代理収納システム使用料などの経費を追加するものです。

定住化促進事業の380万円は、二拠点生活やワーケーションなど新しい働き方に対応したりモータワーク環境を整備するための設計管理委託及び施設整備工事、備品購入に係る経費です。

5目諸費、10節需用費の60万円は、塩害等による防犯灯の修繕料の不足が見込まれるため、所要額を追加するものです。

9目活力あるふるさとづくり基金積立金、24節積立金の1,500万円は、寄附額の増加を見込み所要額を追加するものです。

2項徴税費、1目税務総務費、11節役務費の2万円は、滞納調査や課税誤りの調査等により郵便料の不足が見込まれることから、所要額を追加するものです。

14ページをご覧ください。

22節償還金利子及び割引料の102万円は、住民税の株配当割に係る過年度還付などにより当初予算額を超える課税更正が発生したため、所要額を追加するものです。

2目賦課徴収費、10節需用費の10万8,000円は、コンビニ収納開始に係る納付書の様式変更に伴い、印刷製本費を追加するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、14節工事請負費の149万4,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として地域福祉センターの玄関を自動ドアに改修するものです。

3目心身障害者福祉費、19節扶助費の3,186万6,000円は、障害者自立支援給付事業に係るもので、利用ニーズが増加しており、各事業において不足が見込まれることから、所要額を追加するものです。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の3,332万7,000円は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、高校生までの子ども1人につき10万円を給付する子育て世帯への臨時特別給付金事業で、そのうち5万円を年内に給付する必要があることから、新たに計上するものです。

3節職員手当から12節委託料の192万7,000円は、職員の時間外勤務手当やシステム改修委託料などの事務費で、18節負担金補助及び交付金の3,140万円は、対象人数の最大628名分の給付金です。全額国庫補助で実施するものです。

2目児童措置費の187万8,000円は、児童手当支給事業で、10節需用費から12節委託料の180万8,000円は児童手当法の改正に伴うシステム改修費及び通知に係る経費で、22節償還金利子

及び割引料の7万円は令和2年度児童手当等交付金の清算に伴う国庫支出金の返還金です。

4目児童福祉施設費、18節負担金補助及び交付金の8,000円は、御宿児童館の運営に係る防火管理者新規講習の研修費です。

16ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、1節報酬の2万9,000円は、千葉県最低賃金の改正に伴い会計年度任用職員報酬を追加するものです。

18節負担金補助及び交付金の300万円は、新型コロナウイルス感染症関連医療機関支援金として、集団接種協力医療機関及びPCR検査協力医療機関に対し、それぞれ50万円を給付するものです。

2目予防費の1,483万1000円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の3回目接種に係るもので、2回目までの執行状況を踏まえ、集団接種に係る事業費をそれぞれ追加及び減額計上したほか、冬場の接種となることから、石油ファンヒーターなどの備品購入費61万3,000円を新たに計上するものです。

3目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金の18万円は、住宅用省エネルギー設備設置補助金について県の補助率が拡大されたことから事業費を追加するもので、財源は県補助9万円、一般財源9万円です。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、10節需用費の7万7,000円は、御宿水門ゲートの開閉の不具合と、管理用の手すりの腐食が著しいため修繕するものです。

14節工事請負費の28万6,000円は、二本木ため池からの排水に係る集水ます及び横断管に不具合が生じていることから、補修工事を実施するものです。

18節負担金補助及び交付金の115万円は、飼料用米等拡大支援事業補助金で4名の農業者から飼料用米等の作付申請があったことから計上するものです。

18ページをご覧ください。

2項林業費、2目林道整備費、14節工事請負費の31万9,000円は、台風16号の影響等により林道芝谷線の路肩法面が崩落したため、補修工事を実施するものです。

3項水産業費、2目漁港整備費、10節需用費の8万3,000円は、台風16号により御宿岩和田漁港御宿地区のフェンスが波の影響を受け半壊となっており、安全を確保するため修繕を行うものです。

12節委託料の16万9,000円は、御宿岩和田漁港岩和田地区の東側堤防の側溝が土砂によって埋まっており、排水に支障を来していることから、排水路の清掃業務委託料を計上するもので

す。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費の18節負担金補助及び交付金の1,602万4,000円は、町内就業者家賃支援事業補助金として新規申請に伴う不足分2万4,000円を追加するほか、御宿町中小企業等事業継続支援金として、長期化するコロナ禍の影響を受けて売上げが減少した事業者に対し事業継続の取組を支援するため1件当たり5万円を給付するもので、対象事業所数最大320件分を見込み、総額1,600万円を計上するものです。

3目観光費、10節需用費の80万円は、観光誘客の促進を図るため、ノベルティグッズ作成に係る消耗品費30万円及び砂丘橋擬木柵の取替えと浜案内所ガラス補修等の修繕料50万円を計上しています。

12節委託料の400万円は、コロナ禍の影響が続き観光客が減少していることから、JRの駅からハイキングやつるし雛めぐり事業などの企画に合わせて観光誘客事業を行い、観光需要の拡大を図るため、観光協会に委託するものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、12節委託料の1,550万円は、橋梁点検において著しく劣化が進行し早急に対策が必要となった七本地先の75号橋及び76号橋の詳細設計業務委託に係るもので、財源については国庫補助金及び公共事業等債にて対応するものです。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、8節旅費の245万円及び18節負担金補助及び交付金の24万9,000円の減額は、消防ポンプ操法大会の中止に伴いそれぞれ減額するものです。

20ページをご覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節委託料の110万円は、1人1台の教育用タブレット端末に個別のパスワードを設定することから、所要額を計上するものです。

2項小学校費、1目学校管理費、10節需用費の51万円については、コロナ対策に要するアルコール等医薬品購入のための消耗品費6万円と、小学校校舎の屋上雨漏り及び校舎裏貯水槽のバルブ交換に係る修繕料45万円を計上するものです。

3項中学校費、2目教育振興費、19節扶助費の23万6,000円は、年度中に準要保護生徒の新規認定があったことから所要額を追加するものです。

10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、2目河川災害復旧費、14節工事請負費の600万円は、台風10号によって被災した普通河川日照川の復旧工事費で、財源は国庫負担金及び災害復旧事業債にて対応するものです。

以上、歳出予算に1億6,412万円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

2番、田中とよ子さん。

○2番（田中とよ子君） 4点ほどお伺いします。

初めに、歳入8ページですね。8ページの町民税2,000万円の増額についてお伺いします。

個人住民税の約7%分に値する増額なんですが、この増額分についてはいつの時点で判明したのか。この財源が早い時期に提示されていれば、事業に割り振る状況も発生したのではないかと思います。いつの時点で増額が判明して、今回の補正に至ったのかご説明願います。

○議長（土井茂夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） 田中議員のご質問にお答えいたします。

今回の住民税の補正に関していつ確定したのかということでございますけれども、通常6月15日に町県民税の賦課が終わります。大まかなところでは、その辺で確定しております。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中とよ子さん。

○2番（田中とよ子君） 6月時点で判明したということは、遅れても9月補正で対応すべきではなかったかと。そうすることで事業に対する配分もできたのではないかなというふうに思われます。

それについての答弁については、また財政のほうでもこの財源についての確保があれば、ほかの事業についての事業に充てることもできたのではないかなということも考えるんですが、それとともに税のほうでもう一点お伺いしますが、15ページの過年度分、過誤の還付金の100万円が計上されています。これ、当初予算では200万円が計上されていて、全額300万円になりますが、過年度分の還付について税別に年度ごとに何件あるのか、また還付の理由について、こういった理由でこの還付が発生しているのかをお伺いしたい。

そして、一番大きな問題は、還付が判明した時点で早急に還付をしないと納税者が税に対する不信感を抱くと思うんですね。6月に賦課も終わっていますし、この補正対応をするのも9月時点でもう歳出についてはできたんじゃないかなというふうに思われるのですが、その点についてもお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 税務住民課長。

○税務住民課長（齋藤 浩君） ただいまの歳出還付の予算の補正についてでございます。

11月10日の議員協議会でご連絡したときの件数でお答えさせていただきますが、還付が発生した内容につきましては、全体で82件把握しておりました。誤納付由来につきましては14件、25

万円ほど。固定資産税の角地補正に関するまだ還付未済のものが19件5万3,000円ほどございました。法人町民税の確定申告による還付が5件、53万5,000円ほど。個人住民税の賦課更正、修正申告に関わるものが5件、69万1,000円ほど。個人住民税の配当控除、株取引等で分離課税で町に納められていたものが38件、110万6,000円ほどございました。この時点で当初予算200万の還付を見込んでおりましたけれども、9月末現在で260万ほどの予定となっております。

先ほどの件もそうですけれども、田中議員おっしゃるとおり、2,000万円の財源の早めの補正、今回も皆様方に1日も早く還付できるという内容は誠に申し訳ございませんでした。補正の時期が遅れました。

○議長（土井茂夫君） 2番、田中とよ子さん。

○2番（田中とよ子君） 答弁で還付を早急に、今後の事務に生かしていただきたいなというふうに思います。一番問題なのは、納税者が納めたお金が返ってくるはずなのになかなか返ってこないという、そういう不信感を持たれるのが一番納税者に対して不信感を払拭する大きな問題であると思いますので、できるだけ早く分かった時点で対応していただけるとありがたいです。

次に13ページの公共施設等総合管理計画策定業務委託の委託料528万円の計画の内容についてお伺いしたいんですが、今、財政課長から説明があったのは、多分これだと思うんですね。これの見直しということなんですけれども、内容がこの計画20年になっているんですね。20年でまだ5年しかたっていないと。そういった中であって、どういった内容の見直しなのか、それが今528万円という大きな金額で上がってきているんですが、当初予算では個別施設計画と策定委託で500万円が計上されているんですね。

9月の議会の際に、個別計画については当初から組まれているので、計画の着手がもうされているのかどうかということをお伺いさせていただいたんですが、議会後に早急に契約等については行いますということだったんですね。それについては多分もう進められているとは思いますが、それについてを1点お伺いすることと、この総合管理計画があと3か月余りしかないんですね、今年度。この3か月余りでこの管理計画が策定できるのかなと、ちょっと心配なところなんです。

やっぱりいろんな見直しということになると、いろんな庁舎内の協議とかいろいろ含めて行わなければならないと思うんですね。そういったことも含めて年度内で策定を終了する予定なのか、継続して翌年に繰り越すつもりなのか、そこを含めてお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） まず公共施設等総合管理計画策定業務の内容ですが、冒頭、田中議員さんご発言ありましたように、今現在、こちらの総合管理計画については、まだ計画期間中でございます。

その中で、どうして今回また予算をつけて計画を策定するのかというところでございますが、こちらのほうが令和元年中の閣議決定の中で、いわゆる個別施設計画等を反映した総合管理計画を見直すことが重要だというような国の、政府の指針が出されまして、それを受けて令和2年度末ですが、具体的に申し上げますと令和3年1月26日付の総務省の自治財政局からの通知の中で見直しをするようにという通知が発出をされております。

今回、総合管理計画、計画期間中であるにもかかわらず見直しをするについては、当初、平成26年の通知の中で公共施設管理計画の策定の指針が出ているんですけども、そうした中でいろんなインフラとかそうしたものが各個別管理計画、いわゆる長寿命化計画等がそれぞれ立ってきましたので、いま一度この総合管理計画の中に個別計画の財源的なものをしっかりと盛り込んでより具体的に長期にわたって費用面、コスト面までを含めてさらに精緻化を図ってくださいと。いわゆるより詳細な計画に仕上げるようにという国からの方向性が示されたところでございます。

今回、当初予算にて個別計画を個別計画策定業務委託ということで500万円予算を計上させていただいておりますが、こちらについてまだ御宿町で個別計画が全て策定が終わっておりませんでしたので、先に当初予算の中で個別計画を策定をさせていただきまして、今回見直しをする総合管理計画にはその個別計画の中身を反映をさせる必要があることから、今回追っかけで追加補正を出させていただいたものです。

また、個別管理計画が発注されているか、されていないかということについては、もう既に発注済みでして、今、作業に当たっていて、各課にもご協力をいただいた中でそれぞれ現地に赴いてのヒアリング調査ですとか、そうしたもので今現在調整を図っているところでございます。

また、今回補正を上げていくこのタイミング、この理由でございますが、田中議員さんおっしゃるとおり、結論から申し上げますと今年度内の総合管理計画の策定への完了という段階までには非常に厳しい日程であると考えております。まだ今現在、12月の定例会ではございますが、最終的にはいわゆる3月、第1回定例会においては次年度において予算の繰越しの承認を議会のほうに再度ご承認の提案をさせていただきまして、予算のほうも次年度に繰り越した中



で、最終的にはパブリックコメント等も通じて、また議会のほうにもご説明を申し上げた中で最終的な策定の完了というスケジュールで進めたいと考えております。

そうした中で、今回、議会のほうに提案をさせていただいておりますのは、先ほど来申し上げました国からの通知に基づきまして、令和3年度中に限り国の財政措置がなされておりました、いわゆる2分の1がこの策定経費について、特別交付税で算定されるというような形になっております。

この特別交付税の算定の基準につきましては、完了までが求められていなく、議会のほうに上程をして、発注の手続までが3年度中に済んでいけば特別交付税で2分の1の財源が支援されるということです。予定としては今年度中、個別計画を策定の予定ですが、並行した中で総合管理計画のほうも発注をしまして、個別計画の検討結果内容を踏まえながら最終的にはパブリックコメントを通じて令和4年度の中頃までには仕上げていきたいというスケジュールで考えております。

以上でございます。

**○2番（田中とよ子君）** 同じく13ページですが、定住化促進事業の380万円についてなんです。これ、お試しオフィス事業ということで施設整備に係る経費だと思われ。これ、方針が示されてから場所の設定、2転、3転した中でやっと白鳥丸さんで実施する事業だと思うんですね。

これについて、今年度中の稼働が見込めるのか。今これをやって、これから工事をしてということで対応できるのか。利用方法については前回協議会で説明があったもので、予定どおり行われるのかどうか。その点についてお伺いします。

**○議長（土井茂夫君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金井亜紀子君）** それでは、定住化促進事業のスケジュール等につきましてご説明させていただきます。

11月の議員協議会でご説明させていただきました、今、田中議員さんお話ありましたとおり、お試しオフィス事業をレリッシュ東南風の2階を活用しまして実施していきたいというふうにご考えてございます。

今回、補正予算に計上させていただきました工事費等、備品購入含めまして、現時点で最大2月末日までには工事等を含め終了する予定でございます。

現在、お試し居住事業と併せまして、管理等のようにやっていくかということで内部で協議しておりますが、その準備が整い次第スタートできるものと思っております。早ければ3月

中というふうに思っていますが、おおむね本格的な稼働は来年度に、3月中に工事等完了してそうした管理運営のほうの準備が整えば、早ければ3月中に稼働ができるかとは思いますが、おおむね本格的な稼働は来年度になるというふうに考えてございます。

○議長（土井茂夫君） ほかにございますか。

7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 7番、貝塚。

18ページですかね。商工費の観光費の中の480万円、これについて委託料、観光誘客促進事業というようなことで計上されていますけれども、この内容はどういう内容か。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 観光誘客促進事業委託につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要の回復を図るため、感染状況を見極めながら、つるし雛めぐり期間中に春のおもてなし事業といたしまして宿泊施設を利用された方を対象に宿泊割引や飲食割引、また、アクティビティを利用された、ゴルフとか釣船とかの施設を利用された方への割引、また、お土産等をお買い求めのお客様に選択をさせていただいた中で、泊まったお客様へ対しての割引券の提供を考えております。

また、スタンプラリーなど参加者に対しまして、エビアミーゴのクッキーですとか、地元のものを使いましたノベルティーをプレゼントしたいと思っております。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 7番、貝塚さん。

○7番（貝塚嘉軼君） 割引券、あるいはスタンプラリーでつるし雛期間中はそういう形で訪れたお客さんに対してのサービスということなんでしょうけれども、宿泊関係に幾ら、一般商店、要するに商店街で購入する、そういうあれで割引というのはどういう割合にしてサービスするんですか。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 現在予定しておりますのが、宿泊施設の利用ですね。1万円以上宿泊された方につきましては2,000円の割引ということで、宿泊割引、飲食割引、先ほど言いましたアクティビティの割引のほうに活用させていただきたいと思っております。1万円未満の宿泊利用をされたお客様につきましては、飲食券500円、お土産購入券として500円を今検討中でございます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかにございますか。

（貝塚議員「はい分かりました」と呼ぶ）

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございますか。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

前段の議員からもあったんですけども、まず12ページの町税の課税誤り、このことについて、本来不要な郵便料が計上されるなど無駄な経費を支出しなければならなくなり、またその前段として町税に対して、さらには役場に対する町民の信頼を大きく損なうことになったことについて、議員協議会においてこのことを公に公表すべきと申し上げましたが、そのことについて町長に3点ほどお聞きしたいんですけども、まずは公表をしたのか。このまま悪い言い方をすれば隠蔽を続け、公表するつもりはないのか。そのことについてまずはお伺いしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 公表についてはまだしておりませんが、対象がほとんどといいますか、町外の方なので、ホームページでの掲載を考えております。

また、ご指摘いただきました税務事務の処理についての過ちにつきましては、納税者の皆さんの信用失墜について非常につながっていきますので、今後充分注意してこのようなことのないようしっかりしてもらいたい。税務事務の監督が行き届かなかったことにつきましては反省し、おわびを申し上げたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口です。

あと2点ほどありますけれども、町長から今、指揮監督のことが出ましたけれども、地方自治法の154条、職員の指揮監督ということで、長はその補助機関である職員を指揮監督するとうたわれていますが、町民の信頼を損ねる事態となったことについて、議員協議会で担当課長、担当班長を厳しく指導すると言っていました。どのような指導をしたのか、また、これから指導するのか、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） とりわけ今申しあげました納税者の皆さんが一番大事な方々でございますので、今後とも再発のないようにしっかりと税務の事務の整理、精査等やってもらいたいということで指導して、また、この前もご指摘いただきましたが、とにかく課内のお互いの職

員の皆さんのコミュニケーション、また、私とのコミュニケーションも自分自身心がけていきたいと考えております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 12番、滝口。

最後の3番目ですけれども、これは議員協議会でも僕が結構指摘して課長も相当反省していて、かわいそうになるぐらい下向いていたんですけれども、その一方で、町長が今この答弁あったんですけれども、そのとき気になった、担当課長だけのせいではないはずですね。職員の指揮監督者としての責任をどのように考え、今回の事態についてどう責任を取るのか、政治的な責任ですね、このことについては、最後の質問ですけれども、町長の責任としてどのような責任を取るのか、お答えください。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、おわび申し上げますと申し上げましたけれども、今後とも、とにかくこういうことはあってはならないことですので、しっかりと再発のないよう努めていくと、その責任を果たしていきたいと思っております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（土井茂夫君） 以上をもちまして、今定例会の議事日程は全て終了いたしました。

ここで石田町長より挨拶があります。

石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 令和3年第4回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、6件の案件をご審議いただきましたが、いずれもご承認、ご決定いただきまして閉会の運びとなりました。ここに御礼を申し上げる次第でございます。

本定例会の審議の中でいただきました貴重なご意見、ご指摘、ご要望等を十分に踏まえながら、行政全般にわたり住民生活の向上、発展に生かしていくよう、町政運営に努めてまいり所存でございます。

師走に入りまして、皆様方におかれましてもご多忙のことと存じますが、体調などを崩されないようご自愛をいただきまして幸多き新年をお迎えくださいますようお願いを申し上げますとともに、今後ともよろしくご指導、ご協力のほどお願いを申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 議員各位には慎重審議をいただき、また、議事運営につきましても、ご協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

以上で、令和3年御宿町議会第4回定例会を閉会いたします。

2日間にわたりご苦労さまでした。

（午後 2時34分）



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 土 井 茂 夫

副 議 長 滝 口 一 浩

署 名 議 員 高 橋 金 幹

署 名 議 員 伊 藤 博 明